令和４年度第２回　船橋市地域包括支援センター運営協議会（書面会議）会議録

（令和４年９月２０日作成）

１．開催日時（審議期間）

令和４年８月４日（木）から令和４年８月３１日（水）まで

（議題資料公開日から各委員への会議結果報告日まで）

２．開催場所

書面開催

３．出席者

（委員）

中村順哉委員（会長）、山口定之委員（副会長）、藤野達也委員、藤平崇志委員、永井葉子委員、

内山弘子委員、吉田綾子委員、文川和雄委員、塩原貴子委員、島田晴美委員、三井陽子委員、

乾麻由美委員、上野和子委員

（事務局）

　－

（その他）

　－

４．欠席者

　－

５．議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

（１）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について…公開

　　（２）令和４年度在宅介護支援センター訪問調査の結果報告について…公開

　　（３）令和３年度委託型地域包括支援センター事業報告について(第４四半期終了時) …公開

６．傍聴者

　－

７．決定事項

　　＜議題＞

(１) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…決定事項あり（協議会にて承認）

全ての委員から、書面決議書により「承認する」との回答があったことから、新たな指定居宅介護支援事業所（２事業所）に対して、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託することについて承認されました。

(２) 令和４年度在宅介護支援センター訪問調査の結果報告について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…決定事項なし（協議会にて報告）

(３) 令和３年度委託型地域包括支援センター事業報告について(第４四半期終了時)

　　　 …決定事項なし（協議会にて報告）

８．議事

【三井委員からの質問】

　高齢者虐待に対しては早期発見、早期対応で、高齢者の「自己決定の尊重」をしながら、地域で安心して生活できる環境を整備していくことが求められています。

　日頃、ケアマネジャーは虐待ケースではないかと疑わしい場合にも通報義務があり、虐待認定をするのは包括支援センターであると研修でも指導されてきました。

　資料の中では、ケアマネジャーに対して、事象にとらわれることなく、最低限の情報やアセスメントをして事実確認をし、何をすべきか考えてからの相談にしてほしいという包括と、疑いに気づいたら早いタイミングで通報を受理し、早期の事実確認と介入を行っている包括とで対応に違いが見られています。現場のケアマネジャーが混乱することなく、どのタイミングでどこまでの情報を包括に通報すべきなのか、何か統一した指標があれば教えていただきたい。

　権利擁護は今年度の重点課題となっていることで、船橋市介護支援専門員協議会と船橋市との共催研修では「高齢者の尊厳を守るために～ケアマネジャーに必要な法的知識等を学ぼう～」の研修が予定されています。包括との連携をしながら、ケアマネジャーの学びを深めていきたいと思います。

【事務局の回答】

　御質問をいただきありがとうございます。

　高齢者虐待防止法第９条より、市町村は高齢者虐待に関する相談・通報・届け出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります。

　そのため、市の業務委託を受けている地域包括支援センターは虐待の通報等を受理した場合は、その情報が事実か否か、また虐待の疑いが疑いではなく事実であるのかを確認します。確認した事実は情報整理をして実際に虐待があるのか無いのかを検証する必要がありますので、必要十分な情報でなくとも虐待の疑いがあるものについては、地域包括支援センターへ通報をお願いします。

また今回、センターにおける虐待への対応に違いが見られたとの御指摘をいただきましたが、市では「船橋市高齢者虐待防止マニュアル」(市HPにて掲載)を作成しており、そちらに対応方法等を説明しておりますので、ご参照ください。

今後も市が行っている高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議や高齢者虐待防止研修会等の施策を通じてセンターの虐待対応の平準化に引き続き努めていきたいと思います。

９．特記事項

　－

１０．その他

次回の協議会は令和５年１月に開催予定。開催形式等詳細が決まり次第告知する。

１１．問い合わせ先

健康福祉局　健康・高齢部　地域包括ケア推進課　地域包括支援係０４７－４３６－２８８２